

海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校	文部科学大臣
〔略〕	〔略〕	〔略〕

第七十条の二 免許法別表第三備考第八号及び第十号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認められるものを含む）、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算しない。

附則

7 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一、二 〔略〕

8 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一、二、三 〔略〕

9 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める機関は、大学とする。

30 免許法附則第九項の表備考第三号に規定する文部科学省令で定める実習助手は、高等学校中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において専ら実習助手の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四百十八号

水道法施行令（昭和三十三年政令第三百三十六号）第四条第一項第六号の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令

平成三十年十二月二十六日

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 根本 匠

海外に在留する邦人のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校	文部科学大臣
〔略〕	〔略〕	〔略〕

第七十条の二 免許法別表第三備考第八号及び第十号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認められるものを含む）、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算しない。

附則

7 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一、二 〔略〕

8 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一、二、三 〔略〕

9 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める機関は、大学とする。

30 免許法附則第九項の表備考第二号に規定する文部科学省令で定める実習助手は、高等学校中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において専ら実習助手の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

（布設工事監督者の資格）

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一・二 〔略〕

（布設工事監督者の資格）

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一・二 〔略〕

（傍線部分は改正部分）

三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限り、であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者）

三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り、）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附則  
（施行期日）  
1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 この省令の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この省令による改正後の水道法施行規則第九条第三号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

○国土交通省令第九十号  
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成三十年十二月二十六日  
国土交通大臣臨時代理  
国務大臣 吉川 貴盛

放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令  
（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正）  
第一条 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（定義） 第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 （略） 一 （略） 二 放射性輸送物 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるI P - 1型輸送物、I P - 2型輸送物及びI P - 3型輸送物を含む。）をいう。 三〇八 （略） （見張人） 第十五条 放射性輸送物等（施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物、当該放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及び当該放射性輸送物が収納されているコンテナを除く。）を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。</p>	<p>（定義） 第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 （略） 一 （略） 二 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるI P - 1型輸送物、I P - 2型輸送物及びI P - 3型輸送物を含む。）をいう。 三〇八 （略） （見張人） 第十五条 放射性輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。</p>